

指定管理者総括調書（令和3年度）

基準日 令和4年3月31日

施設名	大牟田市市民活動等多目的交流施設		
担当部署	市民協働部地域コミュニティ推進課	電話番号	0944-41-2614

I 指定管理者の情報

指定管理者名及び代表者名	特定非営利活動法人ワーカーズコープ 代表理事 田嶋 羊子		
指定管理者の所在地	東京都豊島区東池袋1丁目44-3		
指定期間	令和2年	～	令和6年
指定管理者種類	<input type="checkbox"/> 市内企業 <input type="checkbox"/> 市外企業 <input checked="" type="checkbox"/> NPO・ボランティア団体等 <input type="checkbox"/> コミュニティ組織等 <input type="checkbox"/> 財団法人・社団法人・社会福祉法人・医療法人・学校法人 <input type="checkbox"/> その他		
業務の範囲	(1)事業の運営業務に関すること ①市民活動に関する情報の収集及び提供に関すること ②市民活動の相談に関すること ③市民活動に関する交流の支援に関すること ④市民活動に関する学習機会の提供に関すること ⑤市民活動に関する調査、研究、企画立案及び啓発に関すること ⑥個人学習の場の提供に関すること ⑦その他、市民活動の促進及び協働の推進に関すること ⑧提案事業の実施に関すること (2)施設の管理運営業務に関すること ①施設の使用許可等 ②利用者への対応 ③施設・設備の維持管理 ④期日前投票所の開設		

II 施設の情報

所在地	大牟田市新栄町6-1		施設 の 設 置 目 的	市民協働の拠点としての市民活動の支援、次世代育成支援、青年活動の支援及び青少年の健全育成に資するとともに、多世代が利用し、にぎわいを創出するための多目的交流施設として設置するもの。	
設置年月	平成25年10月	増改築年月			
施設の設置根拠	大牟田市市民活動等多目的交流施設条例				
施設の概要	敷地面積	2,060	m ²	【1階】市民活動サポートセンター、談話コーナー、つどいの広場 【2階】小研修室、中研修室、多目的ホール 【3階】音楽室、創作室、料理室、和室 駐車場(40台)、駐輪場(60台)	
	延床面積	1,727	m ²		
実施事業の概要	休館日	第1月曜日、12/29～1/3	開館時間	9:00～21:30	
	必須事業	①市民活動に関する情報の収集及び提供（ホームページ、フェイスブックの作成・更新、月刊えるの発行等） ②市民活動の相談（団体設立、運営等の相談、ボランティア募集及び活動希望者の対応） ③市民活動に関する交流の支援に関すること（えるるカフェ、えるる祭り、まちづくりフォーラムの開催） ④市民活動に関する学習機会の提供（NPO、ボランティア入門講座、NPO法人設立講座、NPOスキルアップ講座等の開催） ⑤市民活動に関する調査、研究、企画立案及び啓発に関すること（市民活動団体の事業報告書等の確認） ⑥個人学習の場の提供に関すること ⑦その他、市民活動の促進及び協働の推進に関すること（中間支援組織として市民活動団体等のマッチング）			
	提案事業	①市民活動理解・参加促進教育 ②助け合いネットワークブック制作 ③えるる食堂の開催(4回)			
料金	利用料金制度	<input checked="" type="radio"/> 有 <input type="radio"/> 無			

III 施設の利用状況

区分	R2年度実績	R3年度実績	R4年度実績	R5年度実績	R6年度実績
開館日数	347	348			
施設の総利用者数等	55,362	44,034			
個別事業における利用状況等の推移	55,362	44,034			
(1)団体利用者数	25,510	21,969			
①市民活動団体	3,782	3,191			
②青少年団体	785	534			
③一般団体	19,047	15,522			
④その他(行政主催事業等)	1,896	2,722			
(2)つどいの広場利用者	8,401	6,249			
(3)個人学習利用者	21,068	15,611			
(4)個人利用者	383	205			
利用料金収入	3,354	3,078			

Ⅳ モニタリング結果

管理運営評価シートの結果

評価結果	227点 / 285点 (平均点:4.0点)	I 施設の運営	120点 / 150点
		II 施設の管理	95点 / 120点
		III 継続性・安定性	12点 / 15点
		IV その他	0点 / 0点

モニタリング項目に関するコメント

	コメント
I 施設の運営	昨年度は、情報管理面において一部課題が見られたが、すでに改善されており、仕様書、協定書等を遵守し施設の管理運営を行っている。また、市指定事業については、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、施設の利用制限の影響がありながらも、指定管理者が持つ市民活動に係る専門知識とノウハウを生かし、当初計画の目標値をほぼ達成している。自主事業については、市民活動理解・参加促進教育として、昨年度作成した「NPO・市民活動団体ハンドブック」を活用した出前講座の開催を教育機関へ提案した。また、「えるる食堂」については、完全予約や時間入替制等の新型コロナウイルス感染症の防止対策に工夫をしながら実施されている。
II 施設の管理	仕様書、協定書等に基づき適切な維持管理、保守点検などを実施し、利用者の安全性と利便性の向上に努めている。施設の修繕についても迅速に対応している。また、新型コロナウイルス感染拡大の影響による施設の利用制限に対する業務も迅速に対応している。
III 継続性・安定性	指定管理施設に関する会計処理は適正に行われており、今後も継続的なサービス提供が可能である。
IV その他	

総 評

本施設は、平成29年度より新たに指定管理者制度を導入した施設で、昨年度は、新型コロナウイルス感染拡大の影響を受け、施設の利用制限の影響がありながらも、当初の事業計画の目標値をほぼ達成している。また、施設の柱である市民協働の拠点としての市民活動サポートセンターでは、専門相談員の常時配置や指定管理者が持つ市民活動に係る専門知識とノウハウにより事業の充実が図られている。令和3年度の利用者数は施設の利用制限の影響を受け減少しているものの、利用者アンケートは各項目において高い満足度となっており、全体の満足度についても、大変満足と満足の合計が94%となっている。さらに、中心市街地の賑わいに寄与するため、周辺商店街や地域とも連携協力している。今後も多様な主体間の協働を促す中間支援組織としての役割をより一層果たすことに期待する。